

ふじみ野市立文化施設条例新旧対照表

改正案						現行							
別表第1(第10条関係)						別表第1(第10条関係)							
1 東文化施設ホール等						1 東文化施設ホール等							
施設名		時間	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から	施設名		時間	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から
			正午まで	午後5時まで	午後10時まで	午後10時まで				正午まで	午後5時まで	午後10時まで	午後10時まで
ホール	平日		円	円	円	円	ホール	平日		円	円	円	円
			6,750	9,000	11,250	25,650				9,000	13,600	17,600	36,100
	日曜日、		8,400	11,250	14,050	32,000		日曜日、		12,000	17,600	22,800	47,100
	土曜日 及び休 日							土曜日 及び休 日					
楽屋1			450	600	750	1,700	集会室			600	800	1,000	2,400
楽屋2			450	600	750	1,700							
マルチスペース			700	950	1,200	2,700							
(ホールの利用 がない場合に限 る。)													
2 東文化施設その他の施設 (略)						2 東文化施設その他の施設 (略)							
備考 (略)						備考 (略)							
別表第2(第10条関係)						別表第2(第10条関係)							
1 西文化施設ホール等 (略)						1 西文化施設ホール等 (略)							
2 西文化施設その他の施設						2 西文化施設その他の施設							

施設名 \ 時間	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時30分から午後3時30分まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後8時まで	午後8時から午後10時まで
(略)						
スタジオA(音楽・ダンス)	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>
スタジオB(音楽)	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
スタジオC(ダンス・音楽)	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>400</u>
(略)						

備考 (略)

施設名 \ 時間	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時30分から午後3時30分まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後8時まで	午後8時から午後10時まで
(略)						
ダンススタジオ	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>400</u>
音楽スタジオA	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>200</u>	<u>200</u>
音楽スタジオB	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>
(略)						

備考 (略)